

東京農工大学遠藤章奨学金規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則 (組織) 第6条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) (略) (2) 理事(教育担当)、理事(学術・研究担当)及び理事(<u>涉外</u>担当) (3) (略)</p>	<p>本則 (組織) 第6条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) (略) (2) 理事(教育担当)、理事(学術・研究担当)及び理事(<u>経営・</u> <u>企画</u>担当) (3) (略)</p>	

附 則 (令和2年4月1日規程第13号)
 この規程は、令和2年4月1日から施行する。